

## 「さいたま中央地区」ほ場整備事業について

資料 1

### 1 地区の概況

位置：さいたま市見沼区膝子、緑区上野田・高畑、岩槻区横根・笹久保新田

地区面積：1 3 4 ha

現況：1 0 a区画の水田地帯（S29～S34 耕地整理）

問題点：・道路幅が狭く大型機械の進入ができない

・用水路の老朽化、素掘り排水路の機能低下による、営農環境の悪化

・担い手の高齢化、土地持ち非農家の増加により遊休農地が拡大（3.7ha）

### 2 事業の概要

目的：農地の大区画化・汎用化を実施すると共に、営農環境を向上させ、担い手（認定農業者等）への農地集積を推進する。

\*国の事業採択基準として、事業完了時には担い手へ50%以上の集積が必要。

事業主体：埼玉県（地元組織より、県へ事業の申請）

地権者数：3 8 3名

総事業費：約2 2億円

\*費用負担内訳（国50%、県27.5%、市22.5%）

事業内容：・道路環境の改善 5m又は6mでの道路整備

・用水路の規格改善、排水路の構造物化

・農地区画の拡大 10a区画（50m×20m）⇒30a区画（100m×30m）

・畑地への転換、汎用耕地化（暗渠排水整備）

関連事業：・綾瀬川拡幅事業

（埼玉県） ・横根調節池整備事業

### 3 事業の経緯

H25年度：「さいたま中央地区都市農業を推進する会」の設立

H26～29年度：地域農業者の話し合い

現況調査、営農意向アンケート調査、計画策定

H30年度：「さいたま中央土地改良区設立準備会」設立（H31.1）

R元年度：農林水産省事業審査

### 4 今後の予定

R2年1月頃 事業計画概要の公告

R2年3月頃 本同意徴集（95%以上）

R2年4月頃 埼玉県知事へ、「事業施行申請」・「土地改良区設立認可申請」

R2年9月頃 施行認可／設立認可 ⇒事業着手（工期は約8年）

# さいたま中央地区 現況写真

資料2



⑤ 地区内用水状況



① 地区内風景



② 幹線排水路(平沼排水路)



③ 地区内道路状況



④ 地区内排水状況